

医療施設指定管理者

業務仕様書

令和7年12月

早川町・身延町・南部町医療事務組合

目 次

1. 指定管理者制度導入の趣旨	1
2. 施設の概要	2
3. 指定管理期間	4
4. 管理の基準	4
(1) 診療時間及び休診日	4
(2) 法令等の遵守	4
(3) 環境への配慮	5
(4) ユニバーサルデザインへの配慮	5
5. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲	5
(1) 地域医療における役割	5
(2) 病院・診療所における診療に関する業務	5
(3) 介護保険事業に関する業務	7
(4) 医師、看護師、医療従事者の確保策	7
(5) 施設の利用に係る料金に関する業務	7
(6) 施設、設備、器具等の維持管理に関する業務	8
(7) 適切な広報・広聴	8
(8) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供	8
(9) その他組合又は指定管理者が必要と認める業務	9
6. 自主事業	9
(1) 自主事業実施に当たっての手続き	9
(2) その他の条件等	9
7. 運営に関する事項	10
(1) 収入	10
(2) 支出	10
8. 職員の処遇等	11
(1) 再就職を希望する職員の受け入れ	11
(2) 65歳までの雇用確保	11
(3) ワーク・ライフ・バランスの取り組み	11
(4) 研修等の実施	11
(5) 修学資金貸与者の採用	11
9. 事業計画及び事業報告	11
(1) 事業計画書の作成	11
(2) 事業報告書等の作成	11
(3) 年報の作成	12
(4) モニタリング評価の実施	12
(5) その他	12

10. 施設・設備・備品等の取扱い	13
(1) 施設及び設備の取扱い	13
(2) 備品（医療機器、什器備品等）の取扱い	13
11. 医療事故等への対応	14
12. リスク分担	15
13. 情報管理	17
(1) 書類等の作成及び保管	17
(2) 情報公開	17
(3) 個人情報の管理	17
(4) 守秘義務	17
14. 第三者への再委託	17
15. 指定管理期間満了前の指定の取り消し等	17
16. 指定管理期間終了時	18
(1) 指定管理期間終了時の引継ぎ	18
(2) 指定管理期間終了時の原状回復	18
17. その他	18

医療施設 指定管理者業務仕様書

医療施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 指定管理者制度導入の趣旨

早川町、身延町、南部町の峠南南部地域では、人口減による患者数の減少、人手不足による医師や看護師確保の困難、それに伴う病院経営の不安定化などにより地域医療を取り巻く環境はとても厳しい状況にある。

このような現状を開拓するため、令和 6 年 6 月に身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、早川町、身延町及び南部町を社員とする「地域医療連携推進法人みなみやまなし」を設立し、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制の確立を目指して、協議を進めてきた。

その結果、令和 9 年 4 月を目途に現状の公益財団法人身延山病院、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院、南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所の医療施設を対象に指定管理者制度を導入した公設民営として、1 病院 3 診療所に再編することとした。

このため、早川町・身延町・南部町においては、「早川町・身延町・南部町医療事務組合（以下「組合」という。）」を設置し、令和 9 年 4 月を目途に身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所を対象に指定管理者制度を導入した公設民営として、1 病院 3 診療所に向けた再編に取り組んでいる。

組合においては、人口減少局面にあっても「住民の皆様がいつまでも安心して医療を受けることができる」ように、医療施設群を再編統合し、供給者・受益者双方にとって安定した医療提供体制を構築するとともに、施設の運営について効率的な経営に最大限努めることを目的に指定管理者制度を導入することとする。

2. 施設の概要

(令和 7 年 10 月現在)

名称	身延山病院	飯富病院	南部診療所	万沢診療所
所在地	身延町梅平 2483-167	身延町飯富 1628	南部町南部 8050-1	南部町万沢 3404-1
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、小児科、漢方内科・女性内科、神経内科、肝臓内科	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、心療内科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、(禁煙外来、補聴器外来)	内科、小児科、外科、整形外科、精神科	内科、小児科、外科
許可病床数	一般 50 床、療養 30 床	一般 60 床	—	—
施設認定	救急告示病院、労災保険指定病院	国民健康保険病院、救急告示病院、岐南地区へき地中核病院、在宅療養支援病院	国民健康保険診療所	国民健康保険診療所
職員数	正職員 102 人 パート 17 人	正職員 84 人 会計年度任用職員 4 人 パート 2 人	正職員 7 人 会計年度任用職員 3 人 パート 4 人	南部診療所と兼任
建築年月日	A 棟 平成 8 年 8 月 B 棟 平成 10 年 4 月 C 棟 平成 16 年 2 月	既存棟本館 昭和 57 年 2 月 既存棟新館 平成 6 年 2 月 A 棟、B 棟 平成 22 年 12 月	平成元年 3 月	平成 17 年 1 月
構造	鉄筋コンクリート造 地上 6 階建	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	鉄骨造 平屋建
延床面積	5,516.42 m ²	6,994.95 m ²	1,116.91 m ²	299.00 m ²
敷地面積	4,669.84 m ²	6,659.25 m ²	7,300.00 m ²	1,098.00 m ²
駐車数台数	80 台	60 台	90 台	16 台
施設の状況	1 階	外来 (内科、外科)、X 線室、CT 室、MRI 室、薬剤室、事務室	外来 (全科)、X 線室、CT 室、検査室、内視鏡室、透析室、事務室、厨房、ラウンジ、(居宅介護支援事)	外来

			(業所、ヘルパーステーション)		
2 階	外来（眼科）、手術室、検査室、内視鏡室、リハビリ室、病棟、売店	病棟、食堂、薬局、（老健入所、岐南在宅支援センター）	—	—	
3 階	病棟	リハビリ室、医局、手術室、カルテ庫、院長室、会議室、SPD	—	—	
4 階	透析室、事務室、医局、会議室	塔屋（機械室、洗濯室、倉庫）	—	—	
5 階	職員用休憩室	—	—	—	
6 階	更衣室、食堂	—	—	—	
診察時間	(月～土) 午前 9 時から正午 (火、金) 午後 2 時から 5 時 (月～木) 午後 4 時から 5 時	午前 9 時から正午、午後 2 時から 5 時	午前 8 時 30 分から正午、午後 2 時から 5 時	午前 8 時 30 分から正午、午後 2 時から 5 時	
受付時間	(月～土) 午前 8 時 30 分から 11 時 30 分 (火、金) 午後 2 時から 4 時 30 分 (月～木) 午後 3 時 30 分から 4 時 30 分	午前 8 時 30 分から 11 時 30 分、午後 2 時から 4 時 30 分	午前 8 時から 11 時、午後 1 時から 4 時	午前 8 時 30 分から 11 時、午後 1 時 30 分から 4 時	
休診日	日曜、祝日、第 2・第 4・第 5 土曜	土曜、日曜、祝日	日曜、祝日、第 2・第 4・第 5 土曜	水曜、土曜、日曜、祝日	
その他	訪問看護ステーションひまわり（休止中）	介護老人保健施設（27 床）	—	—	
	—	飯富病院指定居宅介護支援事業者	—	—	
	—	訪問看護ステーションいいとみ	—	—	

	—	ヘルパーステーショントミ	—
--	---	--------------	---

3. 指定管理期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 19 年（2037 年）3 月 31 日までの 10 年間とする。

なお、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの期間を、医療再編による医療提供体制を円滑に構築するための運営準備期間とする。

4. 管理の基準

（1）診療時間及び休診日

現行の診療時間及び休診日は「2.施設の概要」のとおりであるが、指定管理者の申請において提案し、それを受け協議する。

ただし、3 町の市民の利便性や経営の向上に資する範囲において、指定管理者が必要と認めるときは、事前に承認を得て変更することができる。

（2）法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。

- ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ② 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- ③ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ⑥ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ⑦ 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑨ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑩ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
- ⑪ 早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和 7 年組合条例第 25 号）
- ⑫ 早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則（令和 7 年組合規則第 19 号）
- ⑬ 早川町・身延町・南部町医療事務組合情報公開条例（令和 7 年組合条例第 21 号）

⑯ その他、施設の管理運営に適用される法令等

(3) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うこと。

(4) ユニバーサルデザインへの配慮

指定管理者は、施設内の人の動線や案内方法について、誰もが使いやすく分かりやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリー化にも心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮すること。

5. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

指定管理者が行う管理運営業務の具体的な内容は、原則として次のとおりとするが、指定管理者の申請において、令和 9 年 4 月を目途に身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所を 1 病院 3 診療所に再編のうえ、将来にわたって供給者・受益者双方にとって安定的かつ継続的な医療提供体制を構築し、効率的な経営に最大限努め、現有施設や人材を有効活用する提案とし、それを受けた協議のうえ決定する。

なお、指定管理に関する運営準備期間における医療再編に向けた業務については、今後協議する。

(1) 地域医療における役割

指定管理者は、施設の指定管理者としての業務の前提として、令和 9 年 4 月を目途に身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所を 1 病院 3 診療所に再編し、将来にわたって供給者・受益者双方にとって安定した医療提供体制を構築すること。

(2) 病院・診療所における診療に関する業務

① 診療等に関する業務

施設が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、靈安、受付、会計等すべての業務）。

(ア) 基本的な医療機能

- ・ 日常的に必要な医療を提供すること。

(イ) 診療科

- ・現行の診療科を踏まえ、峡南南部地域にとって必要な医療を指定管理者の申請において提案し、それを受け協議する。

(ウ) 外来診療体制

- ・各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- ・外来診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。

(エ) 入院診療体制

- ・入院診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。

(オ) 看護体制

- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- ・看護基準・手順が定められていること。
- ・体系的な継続教育を行うこと。

② 政策的医療機能

(ア) 救急医療の確保

- ・峡南南部地域の救急医療機関として、地域の医療機関と連携を図り、救急医療の受入体制を確保し充実すること。

(イ) 感染症医療

- ・感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供することとし、感染症医療に対応すること。

(ウ) 災害時医療

- ・峡南南部地域における地域災害支援病院（第8次山梨県地域保健医療計画）として、3町の地域防災計画・国民保護計画等に基づき、災害時に想定される重篤な救急患者や透析患者等の受け入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。

(エ) へき地医療

- ・峡南南部地域におけるへき地医療の中核的な担い手として、地域医療の維持に貢献すること。
- ・現行の早川町及び身延町所管の診療所の継続、または訪問診療の導入を検討すること。

③ 地域医療のかけ橋としての役割

指定管理者は、急性期・慢性期・在宅医療等を繋ぐ地域医療のかけ橋として必要な役割を果たすためのサービスについて、指定管理者の申請において提案すること。

④ 医療の質の向上に向けた役割

(ア) 医療における安全管理

- ・医療法第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11の

規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。

- ・感染対策マニュアルを作成し、院内感染の標準予防策を実施すること。

(イ) 医療倫理に基づく医療の提供

- ・患者や患者家族に対し十分な説明を行い、同意のもとに医療を提供し、患者の権利を遵守する患者中心の医療を行うこと。
- ・患者の請求に応じてカルテを開示すること。

⑤ 地域医療全体の質の向上に向けた役割

患者や町民への地域医療に対する啓発活動や情報提供活動など、地域医療全体の質を向上させる取り組みを行うこと。

⑥ 医師、看護師等の人材育成

医師、看護師等の人材育成に取り組むこと。また、学生実習について、積極的に受け入れる体制を整備すること。

(3) 介護保険事業に関する業務

(ア) 介護老人保健施設事業

- ・峠南南部地域における介護保険サービスの利用状況等から需給予測を行い、介護老人保健施設の運営を検討すること。

(イ) 訪問看護事業

- ・訪問看護ステーションを運営すること。

(ウ) 居宅介護支援事業

- ・居宅介護支援事業所を運営すること。

(エ) 訪問介護事業

- ・ヘルパーステーションを運営すること。

(4) 医師、看護師、医療従事者の確保策

指定管理者は、医師、看護師及び医療従事者の確保を図ること。

(5) 施設の利用に係る料金に関する業務

① 料金の収受等

- ・施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とする。
- ・診断書、証明書等の交付の手数料、訪問看護事業、居宅介護支援事業及び訪問介護事業の利用料金（以下「手数料」という。）に関する業務。
- ・特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。

② 利用料金及び手数料の決定

- ・利用料金及び手数料の額は、条例に定める範囲内において、指定管理者が事前に管理者の承認を得て定めるものとする。ただし、法令等で定められているものはその額とする。

(6) 施設、設備、器具等の維持管理に関する業務

① 施設及び設備の維持管理

- ・指定管理者は、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、医療等の提供が円滑に行われるよう、施設・設備の日常点検、保守及び法定点検等の保守管理業務を行うこと。
- ・施設及び設備に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。詳細については、別項 10 を参照のこと。

② 備品の管理

- ・備品については、備品台帳を作成し、適切な管理を行うこと。
- ・組合が所有する医療機器及び備品の故障又は亡失があった場合、及び廃棄については、その旨を直ちに組合に報告すること。
- ・備品に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。詳細については、別項 10 を参照のこと。
- ・指定管理期間終了時には、備品台帳を組合に提出すること。

③ 駐車場の管理

- ・利用者が利用する駐車場の管理を行うこと。

(7) 適切な広報・広聴

① 施設ホームページの開設、広報紙等の発行

- ・施設ホームページの開設、広報紙等の発行により医療サービスの提供状況や経営状況等について、適切な内容、方法により広報し、施設運営の透明性確保に努めること。

② 利用者へのアンケートの実施

- ・意見箱の設置や利用者へのアンケートの実施等により幅広く意見を聞き運営に反映させること。

(8) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

① 売店その他施設の設置・運営

- ・指定管理者は、患者及びその他の利便性向上のため、売店その他施設、設備を設置・運営し、利用者へのサービスを提供すること。

② 送迎バスの運行

- ・現行の身延山病院、飯富病院及び南部診療所の間で送迎バスの運行を始めとする利用者に対するサービスの提供を検討すること。

(9) その他組合又は指定管理者が必要と認める業務

① 管理運営に付随する業務

管理運営に付随する次の業務を適切に実施すること。

- ・施設運営に係る法令に基づく主務官庁への申請・届出
- ・施設運営に係る周辺住民等の苦情、紛争の処理
- ・施設運営に係る廃棄物の処理

② 組合又は 3 町の事業への協力

組合又は 3 町の事業において施設の協力を必要とする場合は、指定管理者は可能な限り協力に努めること。

（例）峡南在宅医療支援センター、病児・病後児保育事業、在宅当番医制運営事業 等

③ 地域の医療提供体制への協力

地域において施設の協力を必要とする場合は、指定管理者は可能な限り協力に努めること。

（例）地域の介護老人福祉施設等の協力 等

④ その他業務

施設において、その他必要と認められる業務については、協議のうえ実施するものとする。

6. 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に整合し、かつ「5. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲」の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。なお、自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。

(1) 自主事業実施に当たっての手続き

- ① 指定管理者は、自主事業を実施する場合、組合に対して事前に自主事業の内容等を書面で提出し、組合の承認を得ること。

(2) その他の条件等

- ① 組合は、指定管理者が自主事業を実施するに当たって、別途実施事業に対しての条件等を定めることができる。
- ② 指定管理者による指定管理期間が終了したとき、組合による指定の取消しが行われたとき

又は「5. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲」の実施の妨げになる等の事情により組合が必要と認めたときは、指定管理者は自主事業を終了し、自主事業に使用しなくなった施設、設備等を速やかに現状に回復しなければならない。

7. 運営に関する事項

指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び組合が支払う指定管理料等をもって、施設の運営を行うものとする。

(1) 収入

① 利用料金収入

条例で定める施設の利用に係る料金（診療報酬等）は指定管理者の収入とする。

② 手数料

診断書、証明書等の交付の手数料、訪問看護事業、居宅介護支援事業及び訪問介護事業の利用料金

③ 指定管理料

組合は、政策的医療を実施するための費用と安定的かつ継続的な医療を提供するための費用、そして本業務の目的をより効果的に達成するために組合が負担することが適切と組合が認める経費に相当する額を指定管理者に支払うものとする。各年度の指定管理料の額は、地方交付税措置を参考に物価高騰、人件費及び職員確保の動向等を踏まえ、年度協定により定めるものとする。

④ 物品販売等収入

利用者に対する物品の販売又はサービスの提供に伴う収入

⑤ 自主事業収入

自主事業による収入

⑥ その他

- ・日常生活上のサービスに係る費用（おむつ代、病衣貸与代等）等、関係通知に基づき保険医療機関等が患者から徴収できる費用。
- ・その他施設の管理運営に付随する収入

(2) 支出

① 管理経費

指定管理者は、上記 7. (1) の収入をもって管理経費を賄うものとする。

※指定管理者は、管理運営に係る経費事務を行うにあたり、指定管理者の行う他の施設や事業

とは別の会計を設けるとともに 1 病院 3 診療所、介護保険事業及び自主事業等について、それぞれ別の会計とすること。また、収入及び支出は本施設専用の口座で管理すること。

8. 職員の待遇等

(1) 再就職を希望する職員の受け入れ

現在の病院・診療所等を退職し、引き続き再就職を希望する職員については、採用するよう努めるとともに、職員の待遇については協議する。

(2) 65 歳までの雇用確保

法令等に基づき、65 歳までの雇用を確保すること。

(3) ワーク・ライフ・バランスの取り組み

- ・男女ともに、仕事と育児・介護など仕事以外の生活を両立できるよう、生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から子育てや介護等への支援策を講じること。
- ・多様な働き方に対応できる魅力ある職場環境を整備すること。

(4) 研修等の実施

職員の資質の向上を図るため、職員に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(5) 修学資金貸与者の採用

現在の身延山病院による奨学金貸与規程（令和 3 年施行）及び飯富病院による看護師、准看護師修学資金貸与条例（昭和 58 年条例第 16 号）による修学資金借受人は、原則として採用すること。

9. 事業計画及び事業報告

(1) 事業計画書の作成

指定管理者は、毎年組合が指定する期日までに、以下に示す翌事業年度の管理運営業務に係る書類を作成し、組合に提出すること。

- ・事業計画書
- ・収支計画書
- ・設備投資計画書
- ・その他管理者が必要と認めるもの

(2) 事業報告書等の作成

指定管理者は、以下に示す書類を作成し、組合に提出すること。

① 年次事業報告書

毎事業年度終了後 60 日以内（指定管理者の指定の取り消しを受けた場合にあっては、組合が指定する期日まで）に、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を組合に提出すること。事業報告書に記載する内容は、次のとおりとする。

- ・管理業務及び事業の実施状況並びに利用状況
- ・管理運営及び事業実施に係る経営の状況（経費及び利用料金の状況）
- ・施設及び設備の維持管理の状況
- ・その他組合が指示する事項

② 前期・後期における事業報告書

前期（4月から 9月）及び後期（10月から 3月）の事業報告書を作成し、期終了後翌月末日までに組合に提出すること。事業報告書に記載する内容は、次のとおりとする。

- ・管理業務及び事業の実施状況並びに利用状況
- ・管理運営及び事業実施に係る経営の状況（経費及び利用料金の状況）
- ・事故等発生状況、要望・苦情処理の状況（件数、内容、回答等）
- ・施設及び設備の維持管理の状況
- ・その他組合が指示する事項

（3）年報の作成

指定管理者は、施設の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成すること。年報の内容については、協議のうえ定めるものとする。

（4）モニタリング評価の実施

組合は、指定管理者の業務実施状況に関して必要に応じてモニタリング評価を実施するものとする。モニタリング評価の内容等については、協議のうえ定めるものとする。

※モニタリング：指定管理者により提供されるサービス等について、事業計画書や基本協定書等で定められた水準が充足されているかを、指定管理者からの報告や実地調査などにより確認・監視すること。

（5）その他

指定管理者は組合から求められたときは、指定管理者の業務及び経理等の状況に関し、報告をすること。

10. 施設・設備・備品等の取扱い

(1) 施設及び設備の取扱い

① 施設及び設備の維持管理

- ・指定管理者は、組合の資産である施設の土地、建物、設備及び付帯施設について、適切な維持管理を行うこと。

② 施設及び設備の改良、改修及び修繕

- ・施設及び設備の改良、改修及び修繕について、法人税法上の取扱いを参考とし、資本的支出に該当する場合は、協議のうえ組合が発注し、その費用は協議のうえ決定するものとする。
- ・上記以外の場合は、協議のうえ指定管理者が発注し、指定管理者がその費用の全額を負担するものとする。

(2) 備品（医療機器、什器備品等）の取扱い

① 備品の維持管理

- ・組合は施設に属する備品を、指定管理者に貸与する。指定管理者は、指定管理期間中において、備品を常に良好な状態に保つこと。
- ・指定管理者は、故意又は過失により備品を毀損・損失した場合は、組合との協議により、必要に応じて弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

② 備品の修繕

- ・備品の修繕について、法人税法上の取扱いを参考とし、資本的支出に該当する場合は、協議のうえ組合が発注し、その費用は協議のうえ決定するものとする。
- ・上記以外の場合は、協議のうえ指定管理者が発注し、指定管理者がその費用の全額を負担するものとする。

③ 備品の更新及び新規購入

- ・備品の更新及び新規購入について、予定価格が1件あたり100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上となる場合は、協議のうえ組合が発注し、その費用は協議のうえ決定するものとする。
- ・予定価格が1件あたり100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上となるもので、緊急その他の必要性がある場合は、協議のうえ指定管理者が発注し、指定管理者がその費用の全額を負担することにより行うことができるものとし、その備品の所有権は指定管理者が有する。
- ・上記以外のものについては、指定管理者が更新及び新規購入を行うものとし、その備品の所有権は指定管理者が有する。

- ・指定管理者が全額を負担して更新及び新規購入した備品について、指定管理期間終了時には、その取扱いについて協議を行うものとする。

④ 備品の廃棄

- ・指定管理者は、備品を廃棄する場合は、その旨を直ちに組合に報告すること。その費用負担については、協議のうえ決定する。

11. 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は、適切な措置をとるとともに、必要に応じて速やかに組合に報告すること。指定管理者は誠意をもって事故の相手方に対応するものとし、相手方に与えた損害に対しては、指定管理者がその責任を負うものとする。

指定管理者は医療事故等賠償責任保険等に加入するなどし、万全な体制を整えること。

12. リスク分担

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。なお、詳細については、協定の締結時に定めるものとする。

項目	内 容	リスクの分担	
		組合	指定管理者
包括的管理責任	—	○	○
必要な資金の確保	—		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
債務不履行	組合が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	組合側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加	両者の協議	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の税制改正		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減	大幅な増減は協議	
指定管理業務の中止・中断・遅延	組合の責任によるもの	○	
	指定管理者の責任によるもの		○
	いずれの責めにも帰しがたいもの	両者の協議	
書類の誤り	組合が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が持つ書類の誤りによるもの		○
官公署の免許、許可、認可等	申請		○
	許可	○	
行政財産の目的外使用許可	申請		○
	許可	○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の遺漏や犯罪発生等		○
	第三者の悪意によるもの等	両者の協議	

資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損傷		<input checked="" type="radio"/>
	第三者による損傷又は原因の特定が困難な場合	両者の協議	
補助金の交付	申請書類の提出	<input checked="" type="radio"/>	
	申請書類の作成		<input checked="" type="radio"/>
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		<input checked="" type="radio"/>
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減	両者の協議	
施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	指定管理・保守		<input checked="" type="radio"/>
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		<input checked="" type="radio"/>
	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	<input checked="" type="radio"/>	
	施設・設備の改良・改修・修繕、備品の修繕 ・資本的支出に該当する場合	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	備品の更新及び新規購入 ・100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	備品の更新及び新規購入 ・100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		<input checked="" type="radio"/>
	指定管理者が故意又は過失により施設を損傷又は滅失		<input checked="" type="radio"/>
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		<input checked="" type="radio"/>
	施設の瑕疵による損害賠償	<input checked="" type="radio"/>	
	上記以外の場合	両者の協議	
保険加入	建物総合損害共済	<input checked="" type="radio"/>	
	病院賠償責任保険		<input checked="" type="radio"/>
	自動車損害共済		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外	両者の協議	
事業終了時の費用	組合の事情により期間中途での業務の廃止に伴う撤収費用	<input checked="" type="radio"/>	
	指定管理期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		<input checked="" type="radio"/>
不可抗力	自然災害（地震、台風など）による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

1 3. 情報管理

(1) 書類等の作成及び保管

- ① 指定管理者は、施設の運営・管理に関する関係書類に関して簿冊にて管理し、その台帳を整理するとともに、組合から報告や実地調査を求められた場合には、速やかに提示し、誠実に対応すること。
- ② 関係書類は、指定管理期間中は、指定管理者において保管し、指定管理期間終了時には、組合へ引き継ぐこと。

(2) 情報公開

指定管理者は、管理運営にあたり保有する情報について、早川町・身延町・南部町医療事務組合情報公開条例の規定に基づき、積極的な情報公開に努めるとともに、公開等のための必要な措置を講じること。

(3) 個人情報の管理

指定管理者及びその業務に従事する者は、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の保護に必要な措置を講じること。

(4) 守秘義務

指定管理者及びその業務に従事する者は、業務上知り得た情報について、外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定管理者でなくなった場合及びその業務に従事しなくなった場合も同様とする。

1 4. 第三者への再委託

指定管理者は、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、施設の管理運営業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議のうえ業務の一部を第三者に委託することができるものとする。なお、業務を再委託する際も、本仕様書等の要件を満たすものとし、事前に組合の承認を受けた業務に限る。

1 5. 指定管理期間満了前の指定の取り消し等

組合は、指定管理者が指示に従わない場合又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めた場合、その指定の取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

16. 指定管理期間終了時

(1) 指定管理期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間終了時には、組合又は組合が指定する者に対して事務の引継ぎを行うこと。

(2) 指定管理期間終了時の原状回復

指定管理者は、指定管理期間終了時において、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については、協議のうえ定めるものとする。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるとき、もしくは災害等の不可抗力により事業を継続できないときは、組合の承認により原状回復を不要とする。

17. その他

本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、決定することとする。